

つくば市入札参加指名停止等措置要綱の規定に基づき、下記業者に対し指名停止を行います。

指名停止措置の概要

指名停止措置業者名及び住所	指名停止の期間	つくば市入札参加 指名停止措置要綱 該当条項等	事実概要
パナソニック産機システムズ株式会社 代表取締役 右近 貞治 東京都墨田区押上1-1-2	令和7年(2025年)4月1日から 令和7年(2025年)6月30日まで (3か月間)	「つくば市入札参加指名停止等措置要綱」第2条第1項別表第2第5項「建設業法違反行為」第1号ア	パナソニック産機システムズ(株)は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。 当該事実が建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年1月31日、関東地方整備局長より営業停止処分を受けた。